

1 総論

(1) 計画策定の趣旨

四万十市は、平成17年4月10日に旧中村市と旧西土佐村が合併し発足した。高知県の西南部「幡多地域」(3市2町1村)のほぼ中央に位置し、総面積は632.29k㎡と広い市域を有している。三方を山に囲まれ、南は太平洋に面する地形で、平地は海岸沿いと四万十川下流域周辺や支流沿いに発達して市街地が形成され、放射線状に整備された道路網により周辺市町村との重要な交通路となっている。

総面積と林野面積はともに県内2位、経営耕地面積は4位で、中山間地域の集落も多く散在するなど、人口減少や高齢化のために集落の維持が困難・存続が危ぶまれる状況も見受けられる。

人口は、昭和60年の40,609人(国勢調査)をピークに減少傾向が続いており、令和元年10月1日現在で32,978人(高知県推計人口)、令和7年には30,700人程度に減少すると見込まれるとともに、少子高齢化の進展も顕著で、市場(消費)の縮小に加え、生産年齢人口の減少による生産性の低下、産業の活力低下が懸念されている。

産業構造は、市内総生産額(H28)の86%を第3次産業が占める一方、豊かな自然環境を背景に生産される多様な農林水産物は、本市の重要な地域資源で地域外からの評価も高い。第2次産業は建設業が中心で、県中央部から遠く交通インフラ整備の遅れなどから、大規模な製造を行う企業の進出は期待できない。

このような状況の中、担い手の確保・育成や先端技術の活用による省力化を図りつつ、豊かで多様な地域資源を最大限活かし、農林水産業をはじめ、製造業、食品関連産業、観光業など、産業間連携のもと競争力がある持続可能な産業の振興を図ることが必要である。

このため、平成27年に本市の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成27年施行の改正半島振興法(昭和60年法律第63号。以下「法」という。)第9条の2第2項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限が到来することに伴い、新たに計画を作成するものである。

(2) 前計画の評価

ア 前計画における取組及び目標

本市が平成27年に認定された四万十市産業振興促進計画(平成27年度～31年度。以下「前計画」という。)の期間においては、次のような取組及び目標を設定していた。

【産業振興を推進しようとする取組】

<市>

- ・経営の安定化、合理化や近代化、効率的な物流機能の拡充、租税特別措置の活用等の促進、不均一課税などの制度の活用及びふるさと融資などによる操業支援
- ・産業振興計画に基づく、産業間連携による地域商品の開発と地産地消及び外商の推進
- ・農業振興における新規就農者の確保対策、集落営農組織設立に向けた支援、営農活動の強化や法人化する組織の育成に向けた研修
- ・林業振興における計画的な森林経営による路網整備及び適正な維持管理等による森林資源の適切な管理
- ・市産材利用促進事業等による市産材需要の喚起。ブランド化やヒノキ産地としての地位

の確立

- ・農林産物に対する有害鳥獣対策の強化
- ・漁業振興における四万十川汽水域の環境保全や内水面漁業の振興を目的とした関係機関との連携事業を継続
- ・観光振興における地元農林水産物等を活かした「食」の磨き上げや体験型観光メニューを付加した観光プログラム作りの推進
- ・滞在型・通年型観光の推進。戦略的な情報発信と販売（外商）の積極的な展開と、外国人観光客（インバウンド）の誘致に向けた受入体制の整備の推進

< 県 >

- ・租税特別措置の活用促進
- ・設備投資・雇用促進・産業育成
- ・企業の競争力強化
- ・産業振興のための人材育成
- ・農業の振興
- ・林業の振興
- ・水産業の振興

< 関係団体等 >

- ・商工分野：融資相談、経営相談・経営指導のほか、セミナーの開催
- ・観光分野：観光振興対策、滞在型・通年型観光、インバウンド観光の推進
- ・農業分野：市場調査、商品技術開発、販路開拓・販売促進活動

【目標】

業種	新規設備投資数（件）	新規雇用者数（人）
製造業	10	—
旅館業	1	—
農林水産物等販売業	1	—
情報サービス業等	1	—

イ 目標の達成状況等

前計画の期間においては、各分野において振興が図られ、令和元年度末時点で次のような達成状況となった。

【達成状況】

業種	新規設備投資数（件）	新規雇用者数（人）
製造業	1	0
旅館業	2	38
農林水産物等販売業	0	0
情報サービス業等	0	0

算定根拠：産業振興機械等の取得等に係る確認申請、半島税制関連データ調査

【効果及び課題】

- ・旅館業においては、新規ホテルの建設もあり、新規雇用者の増に繋がった。
- ・製造業・旅館業を除く、他の業種からは産業振興機械等の取得等に係る確認申請がなく、その要因としては小規模事業者が多く税制対象となる規模の設備投資につながっていないことや税制に関する周知が不足していることなどが考えられる。

ウ 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本市は、上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていくこととする。

- (i) 産業の足腰を強め、地力を高める
- (ii) 産業間の連携を強化する
- (iii) 情報発信と外商の強化
- (iv) 産業の担い手、人材の確保・育成
- (V) 税制優遇措置等の効果的な周知による 企業誘致及び設備投資の促進

2 計画の地区

本計画の区域は、法第2条の規定により半島振興対策実施地域として指定された幡多地域内における四万十市のうち旧中村市の区域とする。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。
ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

4 計画区域の産業の現状及び課題

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

農業は、水稻や多品目の園芸野菜、ぶしゅかん・ゆず・栗などの果樹、畜産と多様性がみられるが、品目に特化した生産量と産地としての地位は十分確立されていない。

林業は、全国有数のヒノキ資源を有しているものの、年々蓄積量を増す森林資源に対し施業が追い付いておらず、木材・木製品の産地としての地位も高いとは言えない。

水産業は、四万十川を中心とした内水面漁業を中心に、高いブランド力を有しているが、近年は自然環境の影響等で資源量が減少しており、水産資源の維持・回復が喫緊の課題となっている。

農林水産業を通じ、担い手の減少・高齢化が進む中、集約化・組織化、先端技術を活用した省力化・効率化・低コスト化を進めるとともに、商工業や観光と連携したブランド化や外商活動を展開することで、安定した経営と生産供給体制による持続可能な第1次産業を確立することが求められている。

(2) 商工業（製造業を含む）

本市の市内総生産額（H28）の86%を第3次産業が占める中、製造業は、多様な農林水産物を活かした商品開発を進めるなどにより食料品を中心に製造品出荷額等が上昇傾向にある。

また、卸・小売業においても、事業所数は減少傾向にあるものの、道の駅などの直販機能の強化、都市圏への外商活動の展開などにより商業年間商品販売額は、近年回復傾向にある。

今後も、創業や経営改善等の支援はもとより、第1次産業と連携した商品開発や外商活動を推進するとともに、観光と連携した交流人口の拡大を進め、商工業の活性化を図ることが必要である。

(3) 情報通信業（情報サービス業等）

地理的条件に恵まれていない本市においては、情報通信の基盤整備は、企業誘致や移住対策において必要不可欠になっているが、未だ高速ブロードバンド未整備地域や携帯電話の不感地域が存在している。

平成26年度にはコンタクトセンター、令和元年度にはインターネット広告のオペレーショ

ンセンターが誘致されるなど明るい兆しもあるが、今後も、こうした特色ある企業誘致等を推進するためには、未整備地の解消に取り組む必要がある。

(4) 観光（旅館業を含む）

本市は、四万十川を代表とする豊かな自然を活かした自然体験型観光に取り組んでおり、毎年 110 万人以上の観光客が訪れているが、市内での滞在時間を長くし、観光消費額による地域経済の活性化を促進するためには、宿泊を伴う滞在型観光の強化が必要になっている。

そのため、地元の農林水産物を活かした食の磨き上げや周遊や体験観光メニューの造成と PR 活動を推進するほか、外国人観光客も増加傾向にある中、二次交通の充実や多言語化、キャッシュレス化など、受入環境を充実させる必要がある。

5 計画区域において振興すべき業種

計画区域において産業振興の対象とする業種は、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等とする。

6 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

取組事業	説明
有望品目産地化等	特に産地化を推進する品目（戦略品目）をぶしゅかん、ゆず、栗、米ナスとし、生産量の拡大や栽培技術の向上、ブランド化などに取り組む。
四万十ヒノキブランドの確立と販売力の強化	1市2町1村で構成する四万十ヒノキブランド化推進協議会を中心として、四万十ヒノキのブランド化及び販売力の強化に取り組む。併せて長期的視点に立った産地づくりを目指すため、長伐期施策の推進、普及に取り組む。
栽培漁業等の推進	天然資源の回復のため、種苗放流事業を継続し、効果検証を実施する。また、養殖が可能なアオサなどの生産性の拡大等に取り組む、資源量の回復を図る。
四万十鮎ブランド化事業	四万十川流域の漁協と連携しながら、四万十鮎のブランド化に取り組む、四万十川産の鮎に付加価値を加えた販売を展開する。

実施主体・主な役割

市	農林水産物の生産拡大、外商活動等の支援 四万十川の知名度を活かした農林水産物のブランド化
県	県内の農林水産物のPR及び外商活動 首都圏等での商談会等の支援 海外輸出の促進及び支援 集落営農の組織化・法人化、中山間地域の農業を支える複合経営拠点の整備、新規就農者への助成・研修、耕作放棄地の解消、農畜産物加工などの6次産業化、直販所の充実に向けた取り組みへの支援 四万十ヒノキの高付加価値化の推進とマーケティング戦術の強化によるブランド化支援 森林整備の取り組みへの支援 新規漁業就業希望者への研修、助成等の漁業の担い手確保や漁業活動の維持、円滑化、高度化への支援 地域や地域の産業を支える人材を育成するため、経営の基礎力から応用・実践力まで身につけることのできる研修を実施
各協同組合	農林水産物の生産性及び品質の向上 農林水産物の外商活動等の促進 四万十川の知名度を活かした農林水産物のブランド化
観光協会	食を活かした観光プロモーションの展開

(2) 商工業

取組事業	説明
外商活動の推進	首都圏での商談会、販売フェアへの参加支援や商品開発や改良、品質確保支援を実施し、外商活動の促進を図る
中小企業振興資金制度	市内中小企業へ事業資金の貸付を行い、経営の安定化を図る。
創業支援	空き店舗を活用して、お試し開業を支援するチャレンジショップ事業や空き店舗の改修費の補助、事業承継の相談等を行い、創業に向けた支援を行う。
経営改善等支援	経営についてのトータルサポート及びワンストップ窓口を設置し経営改善等の支援を実施。また、生産性向上特別措置法に基づき固定資産税の特例措置等の支援を実施。

実施主体・主な役割	
市	事業に必要な計画の策定 商品開発や空き店舗改修補助の実施 商談会等への参加支援
県	商談会等への参加支援 HACCP研修の実施 商品開発や施設整備等のトータルサポート 製造業や情報通信業、試験研究施設等の土地の取得等設備投資をする場合に対し、新規雇用を行う等を要件とした補助金による支援 設備投資に係る融資への利子補給制度を設けて、設備投資の促進による生産性向上を後押し (公財) 高知県産業振興センターにおいて、企業の経営ビジョンである「事業戦略」の策定から実行までを一貫して支援することにより、高付加価値な製品・技術の開発、効果的な設備投資による省力化、新たな販路の開拓などを促進し、企業の生産性向上による競争力強化の取り組みを実施 企業の製品・技術の開発を促進するために、公設試験研究機関において、最新設備を活用した技術支援や専門人材のスキルアップに向けた研修等の支援を実施 地域や地域の産業を支える人材を育成するため、経営の基礎力から応用・実践力まで身につけることのできる研修を実施
商工会議所・商工会	経営についてのトータルサポート及びワンストップ窓口の設置 事業承継の相談及び支援
金融機関	事業資金の貸付 事業承継の相談 取引先等と事業者のマッチング支援 物産販売や商談会の実施

(3) 観光（旅館業を含む）

取組事業	説明
食の魅力を活かした観光振興	食文化の磨き上げを行い、豊かな食材を活かした食のまちとしての観光地づくりを推進する。
観光商品のセールス及び情報発信の強化	営業力のある人材の育成や旅行会社等へのセールス活動及び多様な媒体を活用した広報活動を行い観光誘客の拡大を図る。
おもてなし環境の整備	観光拠点施設整備や二次交通の充実、宿泊施設や飲食店等が連携したサービスを提供するなどおもてなし環境を整備しリピーターの増加を図る。

実施主体・主な役割	
市	観光協会と連携した周遊ルート及びガイドマップの作成 周遊バスの運行及び内容の充実 観光案内板等の整備や多言語化の対応
県	広域で一体となった観光振興 地域や地域の産業を支える人材を育成するため、経営の基礎力から応用・実践力まで身につけることのできる研修を実施
観光協会・旅館組合・飲食店組合	市と連携した周遊ルート及びガイドマップの作成 多言語化やキャッシュレス化、WiFi環境整備 各分野が連携したクーポン券などサービスの仕組みづくり

(4) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

取組事業	説明
企業誘致の促進	企業誘致に向けたリサーチや誘致活動を実施し、企業の誘致を図る。
情報通信網の整備	情報通信網が整備されていない地域へのインフラ整備を実施する。

実施主体・主な役割	
市	県と連携した企業の誘致活動 誘致企業への市税の優遇や県と連動した支援の実施 情報通信網整備の実施
県	企業の誘致活動 誘致企業への支援の実施

(5) 共通

取組事業	説明
租税特別措置の活用促進事業	市内外問わず、事業者に対する積極的な制度周知、相談対応を実施し、企業誘致の促進、既存事業者の設備投資に伴う経済支援を図る。
地方税の不均一課税	計画区域における、対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事業の継続、拡張を支援する。

実施主体・主な役割	
市	・租税特別措置、地方税の不均一課税の実施 ・Web媒体、情報媒体による情報発信 ・企業訪問による事業者への直接周知
県	・市町村共催での事業者向け説明会の実施 ・起業研修における制度周知 ・企業訪問による事業者への直接周知 ・半島振興対策実施地域における、不動産取得税、事業税の不均一課税の措置、地域未来投資促進法に基づく不動産取得税の課税免除の措置を実施
商工会議所・商工会	会員への制度の斡旋 起業・経営改善相談等での制度周知

7 計画の目標

(1) 設備投資の活発化に関する目標（令和2年度～令和6年度）

新規設備投資件数	10件
----------	-----

(2) 雇用・人口に関する目標（令和2年度～令和6年度）

新規雇用者数	50人
移住者数	165組
社会増減	1人以上

(3) 事業者向け周知に関する目標（毎年度）

①商工会議所等関連団体への情報提供	・市内商工会議所等関連団体に対し半島税制に関する資料及び情報を提供する。
②Web 媒体等による情報発信	・市のウェブサイトにおいて半島税制に関する周知ページを作成及び掲載し、市広報紙にて2回程度確定申告時期等に合わせて情報発信を実施する。
③事業者への直接周知	・税務、企業誘致及び半島振興部署窓口で半島税制に関する周知資料を常設し、相談事業者に対して口頭による制度説明及びチラシを提供する。
	・固定資産税等に係る納税通知等を送付する際に、半島税制の周知資料一式を同封する。

8 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する、施策等については、本市まち・ひと・しごと創生総合戦略等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。

9 参考データ等

【人口】

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
人口	34,085人	33,751人	33,385人	32,978人
生産年齢人口	18,196人	17,845人	17,439人	17,095人
高齢人口	11,886人	11,983人	12,090人	12,133人
高齢化率	34.9%	35.5%	36.2%	36.8%

資料：高知県推計人口（高知県）

【人口動態】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
自然増減	▲ 242人	▲ 259人	▲ 313人	▲ 221人
社会増減	▲ 165人	23人	▲ 7人	▲ 206人
全体	▲ 407人	▲ 236人	▲ 320人	▲ 427人

資料：自然増減 人口動態統計調査（厚生労働省）

社会増減 住民基本台帳人口移動報告（総務省統計局）

【産業別事業所数及び従業者等】

(1) 農林業

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
認定農業者数	135人	133人	137人	139人
林業就業者数	238人	259人	260人	—

資料：農業 市統計資料、林業 高知県の森林・林業・木材産業（高知県）

(2) 水産業

	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年
海面漁業就業者数	85人	116人	109人	46人

資料:漁業センサス(農林水産省)

(3) 商工業

	事業所数			従業者数		
	平成23年	平成26年	平成28年	平成23年	平成26年	平成28年
建設業	201	199	189	1,436人	1,329人	1,260人
製造業	100	112	111	766人	824人	895人
卸売業	82	88	91	464人	434人	469人
小売業	503	456	461	2,514人	2,516人	2,472人

資料:商業統計調査(経済産業省)、経済センサス(総務省、経済産業省)

【観光入込客数】

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
観光入込客数	1,173,511人	1,185,968人	1,193,182人	1,180,466人
市内宿泊者数	213,316人	210,101人	196,524人	222,115人

資料:市統計資料